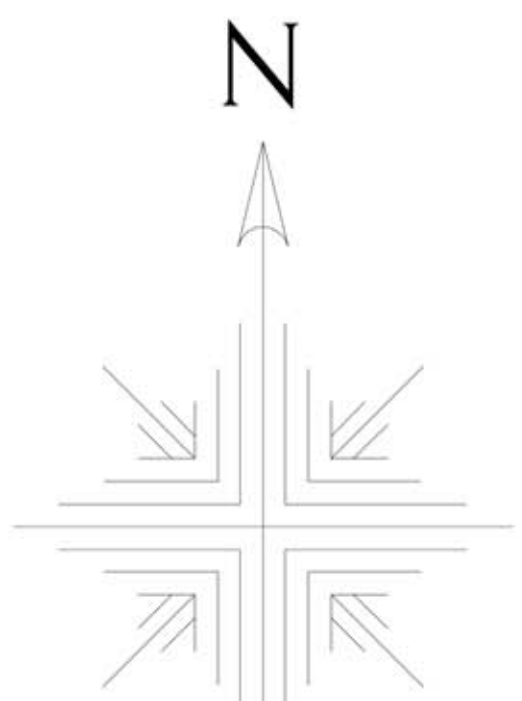
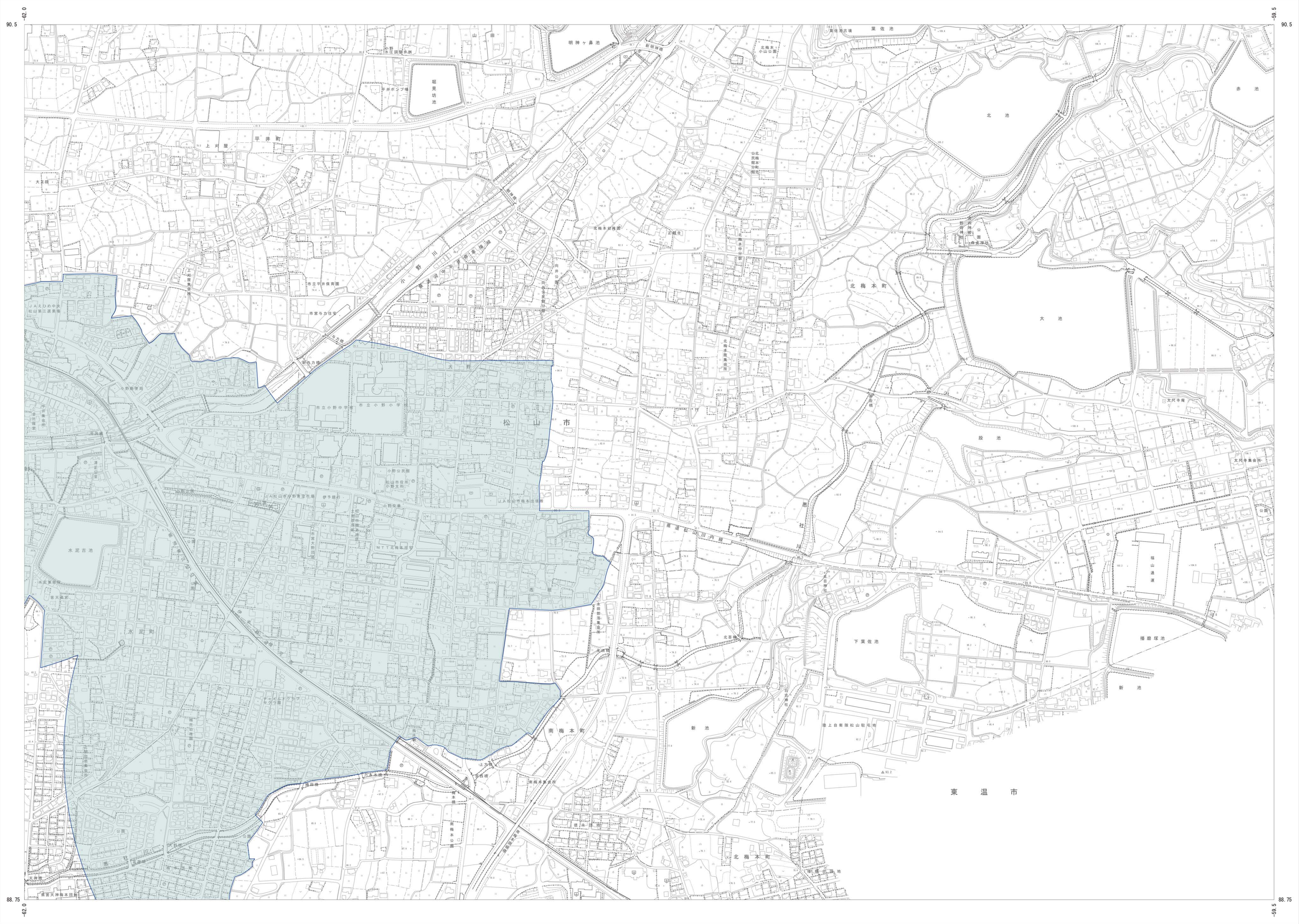




L6	L7	L8
M6	M7	M8
N6	N7	

- 凡 例
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域

誘導施設

【都心地区】

医療施設
（地域医療支援病院）
・医療法第4条に規定される地域医療支援病院

総合福祉センター
・松山市総合福祉センター条例（平成2年条例第16号）に規定される総合福祉センター

商業施設（スーパー・百貨店等）
・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準産業分類（総務省：H25.10改訂）の
小分類のうち、
561「百貨店、総合スーパー」
569「その他の各種商品小売業」
581「各種食料品小売業」
582「野菜・果実小売業」
583「畜肉小売業」
584「鮮魚小売業」

商業施設（温浴施設）
・松山市温浴温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第17号）に規定される公営浴場

教育施設
（大学・短大・専修学校）
・学校教育法第1条に規定される大学
・ " 第134条に規定される専修学校
・ " 第134条に規定される各種学校

文化施設
（図書館・美術館・博物館等）
・図書館法第18条に規定される図書館
・博物館法第1条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設（ホール）
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

【その他地区】

商業施設（スーパー・百貨店等）
・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準産業分類（総務省：H25.10改訂）の
小分類のうち、
561「百貨店、総合スーパー」
569「その他の各種商品小売業」
581「各種食料品小売業」
582「野菜・果実小売業」
583「畜肉小売業」
584「鮮魚小売業」

教育施設
（大学・短大・専修学校）
・学校教育法第1条に規定される大学
・ " 第134条に規定される専修学校
・ " 第134条に規定される各種学校

文化施設
（図書館・美術館・博物館等）
・図書館法第18条に規定される図書館
・博物館法第2条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設（ホール）
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

【誘導区域と災害ハザード】
・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
・災害ハザードの詳細は「改訂版まづま防災マップ」、「まづま内水ハザードマップ」、変換地図などでご確認ください。